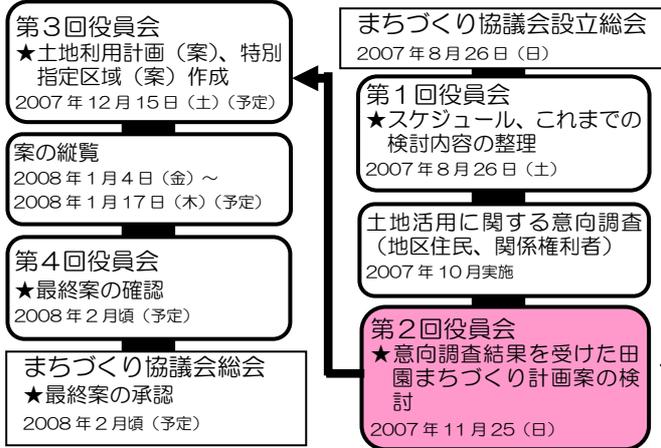


発行日：平成19年12月3日（月）  
 発行者：高畑地区まちづくり協議会

# 高畑地区まちづくり協議会 （第2回役員会）

～田園まちづくり計画（案）  
 について検討を行いました～



11月25日（日）高畑公会堂において、高畑地区まちづくり協議会（第2回役員会）を開催しました。  
 今回の役員会では、主に①まちづくりに関する方針、②土地利用計画（案）と特別指定区域（案）について検討を行いました。

今回の会議  
 はこちら

「高畑地区まちづくり協議会（第2回役員会）開催」  
 ～田園まちづくり計画（案）について検討を行いました！～

◆高畑地区まちづくり協議会  
 第2回役員会 議事

1. 会長挨拶
2. 議事
  - ①まちづくりに関する方針
  - ②土地利用計画（案）及び特別指定区域（案）について

まず、まちづくりに関する方針（2ページ参照）の検討の中では、良好な住環境を維持するために、建築物の高さは10メートル、集落の景観にふさわしくない奇抜な色を使った建築物の建築は認めないこと、高畑の自然を活かす取り組みとして、水路の清掃などを定期的に行うこと、防災性の向上や住宅建築のために整備が必要な道路について、道路中心線からのセットバックを地域の皆さんの合意のもと協定すること（3ページ参照）図面上破線の道路、道路際を高く積み上げたブロック塀にせよに低めで開放感のある生垣などへの転換を推進するといった内容を目標としたルールづくりについて検討を行い、今回の役員会の中でこれらの案を固めていくことを決定しました。

また、地縁者の住宅区域（集落に推算して10年以上居住する者の住宅が建築できる区域）については、4ページに示されている区域を現段階の案とすることを決定しました。今後、必要に応じて、新規居住者の住宅区域（だれでも住宅を建築できる区域）やその他のメニューの活用についても検討を行いたいと考えています。

3. 今後の予定  
 12月15日（土）午後7時より、第3回役員会を実施し、役員会の中で案を確定します。  
 年明け1月4日（金）より、2週間を回り、高畑公会堂及び市開発審査課にて案の縦覧を行います。

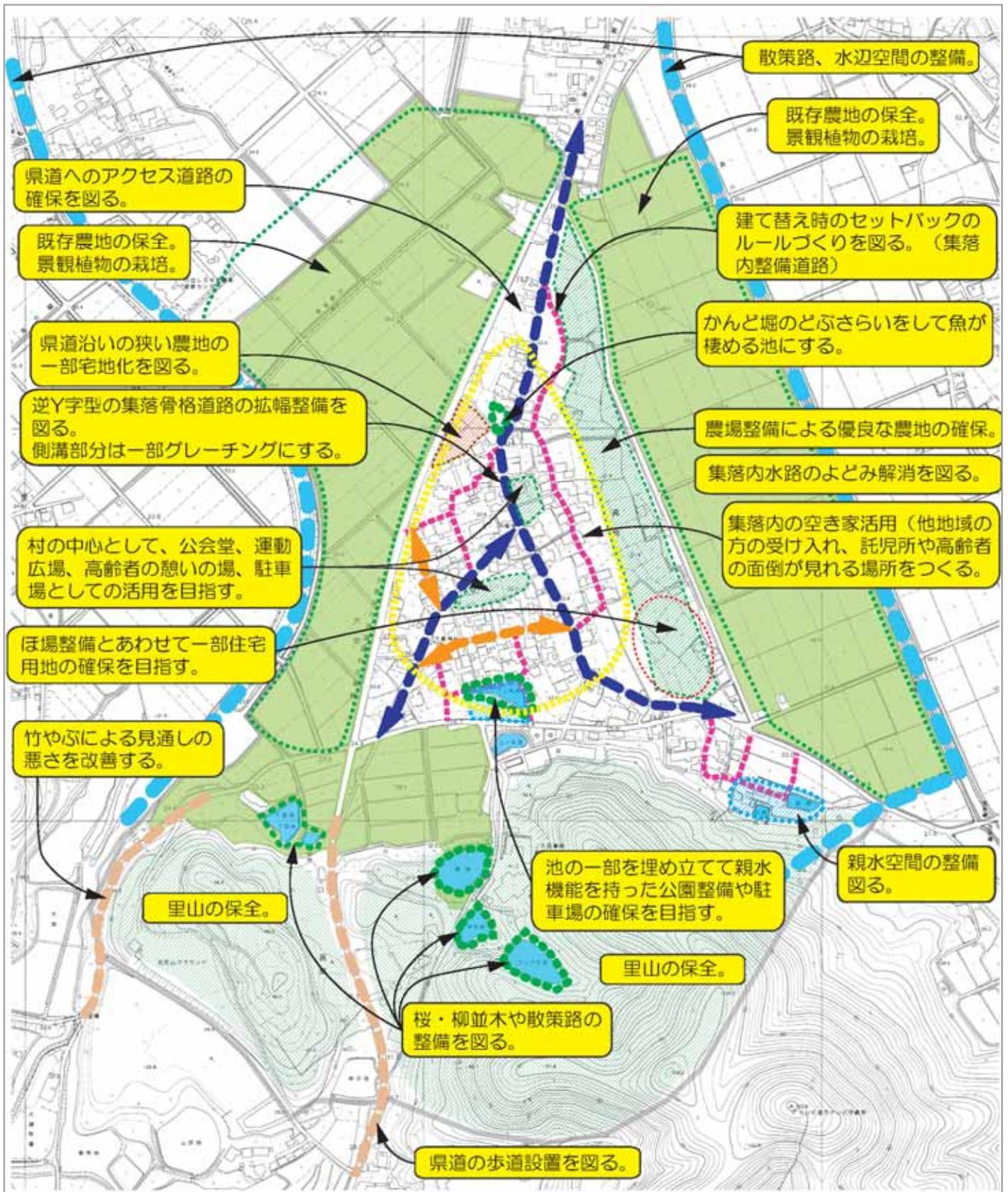
■お問い合わせ  
 連絡先

高畑地区まちづくり協議会

## まちづくりに関する方針（今回検討後の案）

【計画の名称】		高畑地区まちづくり計画	
【目標・テーマ】		～美しい自然と人情味、創意工夫のむら高畑～ 美しい自然景観を保全し、自然・動植物との共存、共生を行いながら、地域の人と外から来る人が気軽に向き合い、つながりを活かした開かれたむらづくりを行っていく。	
【目標人口】		486人（平成9年のピーク時の人口）	
【課題と対応方針】	必ず作成	1. 集落環境の保全に関する事項	建築物の高さについて： 戸建住宅を中心とした集落環境を目指すため建築物の高さは10m以下とする。住工共存ゾーンの建築物についても既存建築物の高さを考慮して10m以下とする。 汚水対策について：清流の水路にする。新築時における合併浄化槽の設置を義務づける。
		2. 集落景観の保全・形成	外壁 色相R・YR系/彩度6以下、Y系/彩度4以下、その他/彩度2以下。色相Nは認める。土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合はこの限りではない。自然系素材には、人工材及び人工的な着色によって自然の色彩を再現した材料は除く。道路に面して垣または柵を設ける場合、すべて生垣とするか、道路地盤面から1mを越える部分について、生垣やフェンスなど、見通しの妨げにならない構造にすることを目標とする。
		3. 公共施設の整備を図る取組み	①逆Y字型の集落内骨格道路については、幅員5mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.5mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。（この場合生活道路の整備要綱の適用は不可。整備手法は協定道路による。） ②市道の2項道路については、有効幅員4mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の橙線。この場合生活道路の整備要綱を適用し道路整備を行う。） ③市道でない2項道路についても、有効幅員4mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.17mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の赤紫線。この場合生活道路の整備要綱の適用は不可。整備手法は協定道路による。） 公園整備予定地には原則として建築物の建築を行わない。
		4. その他の施設の整備を図る取組み	運動広場、小公園の設置を目指す。 公会堂の移転新築又は一部改築を目指す。
	任意で作成	5. 安全安心対策	まちづくり協議会によるパトロールの推進。
		6. 歴史を活かす取組み	昔から続く行事の継承・発展。
		7. 自然を活かす取組み	水路の清掃を年に2回行う。 里山の管理を行う。
		8. 地縁者の範囲	小学校区の範囲とする。

## まちづくり構想図（今回検討後の案）



## 特別指定区域図（今回検討後の案）

